

大和高田市立片塩小学校いじめ防止基本方針[2023年度]

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、すべての児童がいじめを行うことがないように積極的な仲裁者となり、学校教育全体を通して、「いじめのない学校」づくりをめざすものである。

また、全教職員が、「いじめを許さない」という決意のもと、児童一人ひとりをよく観察し、気づきを深め、相談し、組織的な対応を行うこととする。

1 いじめ防止のための対策に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

(いじめの認識)

「いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものであり、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。また、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大事態に至ることもある」との認識の下、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめが疑われる場合は、迅速かつ組織的に、関係諸機関とも連携して対応し、一刻も早い解決を目指す。更に、観察を怠らず再発防止に努める。

また、すべての児童が楽しく、安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止に取り組む。

2 いじめ防止対策の基本的事項

①学校におけるいじめの防止の目標

- 最重点目標の一つとして「いじめをしない、させない、許さない」ことに組織的に取り組む。
- すべての教育活動を通じて、児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む。
- 保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための学習活動を行い、その他必要に応じて人権集会・なかま参観等を実施する。

②いじめ早期発見のための具体的措置

- いじめに関する調査
いじめを早期に発見するため、在籍する児童に調査を次の通り実施する。
 - I 児童対象いじめアンケート調査および聞き取り調査（可能な限り複数で行う）
 - II 「生徒指導事案報告シート」による記録の活用
- いじめの相談体制を整える。

児童・保護者がいじめに係わる相談を行う事ができるよう、次の通り相談体制の整備を行う。

- I カウンセラーや県・市の関係機関との連携を図る。
- II いじめ相談窓口の設置し、相談しやすい環境作りを行う。

○いじめ防止等のための人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③SNSによって行われるいじめに対する対策

今日、児童においてはかなりの割合で個人端末を所有し、SNSに参加している。陥りやすいトラブルについて学習する機会をもち、デジタルシチズンシップの育成に努める。

3 いじめの防止等に関する措置

① いじめ防止等の対策のための組織「いじめ問題対策委員会」を設置する。

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等から成る組織を定める。

② いじめ防止等に関わる年間計画を定める。

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的、また日常的に取り組む必要があることから、いじめ防止にかかる年間計画を定める。

4 いじめの問題への取組

① いじめの発見・通報があった場合

事象の大小を判断せず、またとられずに、特定の教職員で抱え込むことなく速やかに組織的対応を行う。被害児童を徹底して守り通すという姿勢で対処すると共に、加害児童に関しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。また、いじめは再発しやすく被害・加害が逆転することもあるので、継続的な見守り、指導を行う。

② 重大事態への対応

重大事態（暴力による被害、多額の金銭的な被害、長期間の欠席を余儀なくさせられる等）については速やかに市教育委員会へ報告し、本市いじめ対策委員会の指示を受け事態の解決に当たる。

5 その他

- ①基本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において、必要に応じて見直しを行う。
- ②開かれた学校づくりのためにも基本方針をはじめ積極的な情報発信に努める。